

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-21)

| 施策名 | 目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組 | | | | 担当部局名 | 自然環境計画課 野生生物課 | | 作成責任者名 (※記入は任意) | 亀澤 玲治 中島 慶二 | |
|--|--|----------------|-----------|-------------|---|-----------------------|------|--------------------|----------------|---|
| 施策の概要 | 生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 生物多様性国家戦略2012-2020 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 「生物多様性」の認識状況 | 30% | 平成16年度 | 75% | 平成31年度 | 50% | - | - | - | - | 生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の横断的・基盤的施策の一つとして「生物多様性の主流化の促進」を掲げており、その数値目標として、同測定指標を用いているため。 |
| 2 生物多様性地域戦略策定済自治体数 | 18都道府県 | 平成24年度 | 47都道府県 | 平成32年度 | - | - | - | - | - | 生物多様性国家戦略2012-2020において、おおむね平成32年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に浸透させる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進していく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。 |
| 3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数] | 国土の約35% | 平成18年度 | 国土の約69% | 平成25年度 | 国土の約64% | 国土の約69% | - | - | - | 生物多様性国家戦略2012-2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万植生図については、平成32年までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めるとしており、今後も需要が多い地域を中心に、整備を進める必要があるため。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) | | 25年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | 平成25年行政事業レビュー事業番号 | | | | |
| | 23年度 | 24年度 | | | | | | | | |
| (1) 熱帯林等森林保全対策調査経費(平成19年度) | 26百万円(25百万円) | 21百万円(18百万円) | 19百万円 | - | <達成手段の概要> 世界の森林の保全及び持続可能な経営、砂漠化対処に関する国際的枠組の推進に向けた自然資源の保全・管理手法の検討。 <達成手段の目標> 世界の森林の持続可能な利用と生物多様性の保全を図るためのモデル・ガイドラインを検討すること、また、乾燥地における持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画立案・管理モデルの検討を行うこと。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界の森林の保全及び持続可能な経営の推進方策の検討及び砂漠化対処手法の検討調査等を実施し、生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に積極的に貢献することで、世界の森林地域及び乾燥地域における生物多様性の保全等に寄与する。 | 200 | | | | |
| (2) 南極地域自然環境保全対策費(平成9年度) | 30百万円(22百万円) | 23百万円(16百万円) | 19百万円 | - | <達成手段の概要> 南極地域の環境保全に関する国際的枠組の遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。 <達成手段の目標> 南極地域の環境実態把握モニタリングの実施、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極特別保護地区等の変更に対する国内担保措置、第41南極特別保護地区の管理計画の改定に向けた対応、南極環境保護法に基づく手続きの更なる周知徹底を行うこと。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 南極地域の保全により国際的枠組への参加を通じて地球規模の生物多様性保全に寄与する。 | 190 | | | | |
| (3) 国際分担金等経費(昭和54年度) | 4,236百万円(4,236百万円) | 255百万円(255百万円) | 277百万円 | - | <達成手段の概要> ・生物多様性条約事務局に長期専門家派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。 ・国連大学に拠出し、SATOYAMAイニシアティブの推進に向け国際パートナーシップの運営や広報、SATOYAMAイニシアティブを具現化する各国でのパイロットプロジェクトを行う。 <達成手段の目標> ・愛知目標達成に向け、各国の国家戦略の策定・改定を進めるための国際ワークショップが世界各地域で開催される。 ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国際ワークショップの開催等により、各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。 ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させることで取組の裾野を広げ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組が強化される。 | 189 | | | | |
| (4) 生物多様性センター維持運営費(平成10年度) | 69百万円(59百万円) | 68百万円(53百万円) | 70百万円 | - | <達成手段の概要> 生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理、標本等資料の収集・保管等 <達成手段の目標> 適切な施設の維持・運営 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種具体的な施策に必要な情報の収集に寄与する。 | 192 | | | | |

| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) | | 25年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | 平成25年行政事業レビュー 事業番号 |
|--|----------------------------|------------------------|-------------------|------------|--|-----------------------|
| | 23年度 | 24年度 | | | | |
| (5) 自然環境保全基礎調査費(昭和48年度) | 250 百万円 (248 百万円) | 221百万円 (227百万 円) | 199百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 1/2.5万植生図の整備、人間活動や開発等による生態系の変化状況の把握等、自然環境に関する全国的な基盤情報データを着実に蓄積</p> <p><達成手段の目標> 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合:国土の約69%</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種具体的な施策に必要な情報の収集に寄与する。</p> | 192 |
| (6) 地球規模生物多様性モニタリング 推進事業費(平成15年度) | 510 百万円 (475 百万円) | 437百万円 (393百万 円) | 381百万円 | — | <p><達成手段の概要> 国内の各生態系の調査サイトにおけるモニタリングの実施、データの整理・発信。 東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、分類学能力構築のための研修の実施。</p> <p><達成手段の目標> モニタリングサイト1000調査の継続実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種具体的な施策に必要な情報の収集、更に、国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に寄与する。</p> | 193 |
| (7) 地球規模生物多様性情報システム 整備推進費(平成6年度) | 96 百万円 (96 百万円) | 95百万円 (94百万 円) | 94百万円 | — | <p><達成手段の概要> 生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用の推進を図る。</p> <p><達成手段の目標> J-IBISの機能及び提供情報の拡充。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種具体的な施策に必要な情報の収集・整備・提供に寄与する。</p> | 194 |
| (8) 生物多様性基本施策関係経費(平 成20年度) | 47 百万円 (41 百万円) | 35百万円 (36百万 円) | 36百万円 | — | <p><達成手段の概要> ・平成22年10月に開催されたCOP10で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。 ・生物多様性の状況及び政府の施策に関する年次報告を作成し、国会に提出する。 ・生物多様性の状況等に関する評価地図を作成し、広く国民が活用しやすいよう提供する。</p> <p><達成手段の目標> ・平成26年3月末までに生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検を行い、第5回国別報告書を作成する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画であり、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に関する施策実施の根拠となることから、同戦略の見直しは、施策の達成すべき目標に対して直接寄与する。 ・年次報告は広く国民にも読まれるため、普及啓発、理解の促進につながる。 ・評価地図の作成は、生物多様性の状況を可視化し、自然環境保全のための政策決定に寄与する。</p> | 195 |
| (9) 「国連生物多様性の10年」推進事 業費(平成23年度) | 59 百万円 (62 百万円) | 21百万円 (18百万 円) | 21百万円 | 1 | <p><達成手段の概要> 「国連生物多様性の10年日本委員会」を主要なセクターの参画を得て設立し、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワーク構築を実施する。</p> <p><達成手段の目標> ・愛知目標の達成に向け、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域セミナーの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ソールの作成等を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国連生物多様性の10年の記念事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進に寄与する。 ・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることに寄与する。</p> | 197 |
| (10) 愛知目標の実現に向けたCOP10主 要課題検討調査費(平成24年度) (平成23年度:ポスト2010年目標 の実現に向けたCOP10主要課題検討 調査費) | 96 百万円 (88 百万円) | 90百万円 (85百万 円) | 72百万円 | — | <p><達成手段の概要> ・生物多様性国家戦略に掲げた名古屋議定書の締結に向けた国内措置の具体的な検討を行う。 ・平成24年度調査の結果を活用して業種・業界毎の目標や行動計画の策定等の検討を行うとともに、引き続き国際動向も含めた経済社会における生物多様性の主流化に関する情報を収集する。 ・国内の自然保護地域や自然環境保全施策により保全される生物多様性が有する経済的価値評価を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・名古屋議定書に対応する国内措置案を策定する。 ・「経済社会における生物多様性の主流化」に関する情報の集約及び発信を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国内措置案を策定することで名古屋議定書を締結し、早期発効に貢献する。 ・経済社会における生物多様性の主流化に関する情報を一元的に扱うホームページで情報を作成・公開することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。</p> | 198 |

| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) | | 25年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | 平成25年行政事業レビュー 事業番号 |
|---|----------------------------|----------------------------|--------------------|------------|--|-----------------------|
| | 23年度 | 24年度 | | | | |
| (11) アジア太平洋地域生物多様性保全 推進費(昭和57年度) | 104 百万円 (99 百万円) | 66百万円 (72百万 円) | 52百万円 | — | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・オセアニア地域において国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の活動を主導し、サンゴ礁保護区ネットワークの実現を目指す。 ・アジアの重要湿地において登録湿地数が増加するよう普及啓発活動等を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールにおいて第9回ICRI東アジア地域会合を開催し、地域の意見をまとめ、ICRI総会にも出席する。 ・ラムサール情報票の更新及び登録湿地の保全及び賢明な利用の推進のための普及啓発活動等を実施する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。</p> | 199 |
| (12) 生物多様性保全活動支援事業(平 成20年度)(関連:環境省25-22) | — (目標5-2 (1)に記 載) | — (目標5-2 (1)に記 載) | — (目標5-2(1)に記載) | 2 | <p><達成手段の概要></p> <p>地方公共団体が生物多様性地域戦略の案を作成するために必要となる経費について支援する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>地方公共団体が本事業を活用して作成する新たな生物多様性地域戦略の案の数を、平成25年度末時点で累計23(うち都道府県は8)とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>都道府県が実施する生物多様性地域戦略の案を作成する事業は、測定指標2. の達成に直接的に寄与する。</p> | 205 |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-22)

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|------------------------|-------------------|------------|---|---|--------------------|----------------|--------------|--|
| 施策名 | 目標5-2自然環境の保全・再生 | | | | 担当部局名 | 自然環境計画課 国立公園課 | 作成責任者名 (※記入は任意) | 亀澤 玲治 桂川 裕樹 | | |
| 施策の概要 | 原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。 | | | | 政策体系上の 位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> 原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するための順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。 生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 | | | | 目標設定の 考え方・根拠 | 生物多様性国家戦略2012-2020 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法 | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率 | - | - | 100% | - | 100% (7地区) | 100% (3地区) | 100% (未定) | 100% (未定) | 100% (未定) | 国立・国定公園の保護管理を適正に行うため、公園区域及び公園計画について点検等の見直しを必要に応じて行っている。見直しを行う場合は、あらかじめ基本方針とスケジュールを含む見直しの計画を立てて行うこととしており、当該計画の着実な実施が目標の達成に最も寄与すると考えられる。 このため、当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画のうち、計画のとおり実現ができたものの数が100%となることを指標とする。 |
| 2 地域連携保全活動計画作成数 | 0 | 平成23年度 | 50 | 平成32年度 | 0 | 10 | 15 | 20 | 25 | 地域連携保全活動計画の作成数は、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性の保全のための活動の進捗状況を示す指標となるため。 |
| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) | | 25年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成25年行政事業レビュー 事業番号 |
| (1) 生物多様性保全活動支援事業(H20年度)(関連:環境省25-21) | 245 百万円 (184 百万円) | 211百万円 (189百万 円) | 191百万円 | 2 | <p><達成手段の概要> 生物多様性の保全上重要な地域における法定計画の作成、法定計画に基づく実証を支援。また、世界自然遺産地域における生物多様性の保全・再生に資する地域の活動を支援。</p> <p><達成手段の目標> 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段は、自然再生実施計画の作成支援に加え、ラムサール条約湿地、世界自然遺産地域、自然公園といった生物多様性の保全上重要な地域の保全・再生活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献。</p> | | | | | 205 |
| (2) 遺産地域等貴重な自然環境保全推進費(H21年度) | 84 百万円 (81 百万円) | 92百万円 (91百万 円) | 79百万円 | - | <p><達成手段の概要> 世界自然遺産の屋久島、白神山地、知床については、植生の変化、シカの食害、外来種の影響など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させる。 平成23年度に新たに登録された小笠原諸島については、順応的な保全管理を推進するとともに、科学委員会や地域連絡会議の体制の強化等を行う。</p> <p>また、国内候補地については、世界遺産の新規登録に向けて必要な各種資料の作成を行うとともに、動植物に係る情報の整理、保全管理上の課題についての検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 順応的な保全管理体制の構築(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 最新の科学的知見に基づく保全管理体制の強化などにより、遺産地域等の保全管理の質を高めるとともに、生物多様性保全の先進地域としてのモデルを示し、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与。</p> | | | | | 206 |
| (3) 自然再生活動推進費(H15年度) | 26 百万円 (26 百万円) | 11百万円 (10百万 円) | 6百万円 | - | <p><達成手段の概要> 全国的なレベルで自然環境に関する専門的知識を有する学識経験者等による自然再生専門家会議を組織することにより、自然再生の技術課題の解決を図る。</p> <p><達成手段の目標> 自然再生の技術課題の解決を行う(自然再生事業実施計画の審査)。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然再生の技術課題の解決を図ることは、全国の自然再生の推進に寄与。</p> | | | | | 207 |

| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) | | 25年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | 平成25年行政事業レビュー 事業番号 |
|--|--------------------------|----------------------|-------------------|------------|--|-----------------------|
| | 23年度 | 24年度 | | | | |
| (4) 里地里山保全活用行動推進事業費 (H23年度) (H22以前:SATOYAMAイニシアティブ推進事業費) | 91 百万円 (90 百万円) | 24百万円 (23百万 円) | 22百万円 | — | <p><達成手段の概要> 保全再生の取組を全国的に推進するため特徴的な取組事例の調査・分析と、その成果の発信。また、地域での自律的な保全再生を促進するため自然資源の管理・利活用方策や保全再生活動への多様な主体の参加手法について検討を実施。</p> <p><達成手段の目標> 保全活動の推進に資する効果的な情報発信と手法の構築に向けた検討の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 保全活動を進めるために有効な取組事例や技術方策等の発信により、地域の活動の継続・促進が図られ、また、里地里山の自然資源の有効利活用手法や多様な主体の参加を得るための社会システムを構築することにより、地域での自律的な里地里山の保全再生に寄与。</p> | 208 |
| (5) 特定地域自然林保全整備事業費 (H4年度) | 11 百万円 (11 百万円) | 7百万円 (6百万円) | 5百万円 | — | <p><達成手段の概要> 世界自然遺産地域等において、モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 遺産地域等の基幹的施設の整備・更新(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行うことにより、世界自然遺産地域等の適切な保全管理を実施することができ、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与。</p> | 219 |
| (6) 原生的な自然環境の危機対策事業 (H22年度) | 13 百万円 (15 百万円) | 7百万円 (7百万円) | 5百万円 | — | <p><達成手段の概要> 自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・実施する。</p> <p><達成手段の目標> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等の実施(自然環境保全地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより自然資源の保全、生物多様性の保全の一層の促進に寄与。</p> | 204 |
| (7) 国立・国定公園総点検事業費(国立・国定公園新規指定等推進事業 (平成19年度)) | 33百万円 (34百万 円) | 32百万円 (17百万 円) | 154百万円 | 1 | <p><達成手段の概要> 国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の候補地とされた地域について、利用計画を検討して土地所有者や地域の関係者等との調整に必要な調査を行うとともに、その他の国立・国定公園についても、海域公園地区の指定を含め見直しに必要な自然環境や利用関係のデータ収集等の調査を行う。</p> <p>海洋基本法・海洋基本計画・生物多様性国家戦略・海洋生物多様性保全戦略に基づき、海洋の生物多様性保全を推進するため、保護すべき重要な海域を抽出し、海洋保護区設定の検討材料とする。また、サンゴ礁生態系保全行動計画の実施を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園の新規指定又は大規模拡張の推進。海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの推進。</p> <p>重要海域抽出のための検討会を立ち上げ、抽出方法を定め、データ収集を行い、重要海域を抽出する。サンゴ礁生態系保全行動計画の点検を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の新規指定又は大規模拡張、海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータを収集することにより、関係者の理解を得ながら調整を進めることにより、点検等の見直しが進む。</p> <p>サンゴ礁生態系を含めた海洋生物多様性に関する知見の充実と理解の促進に寄与する。</p> | 209 |
| (8) 小笠原諸島世界遺産保全管理拠点 基本計画等策定費 | — | 7百万円 (7百万円) | 25百万円 | — | <p><達成手段の概要> 小笠原諸島の世界遺産としての価値を維持するため、希少種保護や外来種対策等の保全管理の推進に必要な機能を有する小笠原諸島世界遺産センター(仮称)を整備するための基本計画を策定する。</p> <p><達成手段の目標> 小笠原諸島世界自然遺産地域の保全管理の推進と世界遺産としての価値の維持</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 小笠原諸島への新たな外来種の侵入を防止し、希少種等を保護することで小笠原諸島の生態系を維持し、生物多様性保全の推進につなげる。</p> | 223 |
| (9) 生物多様性保全回復施設整備交付 金事業(H25年度) | — | — | 100百万円 | — | <p><達成手段の概要> 国の自然環境を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業のうち、先進的・効果的で全国的な観点から波及効果が期待される事業に対し、その工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域に隣接するなど生態学的に密接な関連を有する地域において、地方公共団体が実施する生物多様性の保全・回復のための事業を促進することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の特性を踏まえて地方公共団体が行う生物多様性の保全・回復のための事業を支援することにより地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保し、もって国土全体の生物多様性の保全・回復を促進し、愛知目標の達成、自然共生社会の実現に資する。</p> | 新25-027 |
| (10) 生物多様性及び生態系サービスに 関する科学政策プラットフォーム推 進費(平成25年度) | — | — | 36百万円 | — | <p><達成手段の概要> ・生物多様性と生態系サービスの評価等に関する調査を実施する。 ・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・生物多様性と生態系サービスの評価等に関する調査を報告書にまとめる。 ・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・評価及び予測結果について広く広報や啓発を行うことにより、生物多様性・生態系サービスと暮らしのつながりについての理解を深め、生態系等の重要性が認識され保全や持続可能な利用に向けた取組の一層の推進を図る。 ・IPBES等に対して、科学的評価や生物多様性情報等のサブスタンスに係るインプットを積極的に行い貢献する。</p> | 新25-024 |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

別紙1

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------|----------------|--------|--|-----------------------|-------------|-------------|-------------|---|-------------------|--|
| 施策名 | 目標5-3野生生物の保護管理 | | | | 担当部局名 | 野生生物課 | | | | 作成責任者名 (※記入は任意) | 中島 慶二 | |
| 施策の概要 | 希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 種の保存法。鳥獣保護法。外来生物法。 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | | |
| 1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況 | - | - | レッドリストの継続的見直し | - | 第4次レッドリストの公表 | レッドデータブックの作成 | レッドリストの改訂作業 | レッドリストの改訂作業 | レッドリストの改訂作業 | 希少野生動植物の保全を効果的に推進するためには、レッドリストの改訂等による定期的な現状把握を行い、その結果をもとに必要なに応じ、種の保存法に基づく種の指定や見直し等を行う必要があるため。 | | |
| 2 特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(特定外来生物の防除事業の実施箇所数) | 9カ所 | 平成18年度 | 特定外来生物の防除事業の実施 | - | 20カ所 | 20カ所 | 20カ所 | 20カ所 | 20カ所 | 既に野外に定着し、影響を及ぼしている特定外来生物について、生態系等への影響を防止するため、防除の取組状況を指標とするもの。 | | |
| 3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況 | - | - | 鳥獣保護制度の継続的見直し | - | 法の施行状況の点検 | 点検結果を踏まえた見直しの検討 | - | - | - | 野生鳥獣の安定的・長期的な存続や生態系への被害防止のためには、自然的・社会的な状況に応じた鳥獣保護制度の継続的な見直しを行い、鳥獣の適切な保護管理を効果的に推進する必要があるため。 | | |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) | | 25年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | 平成25年行政事業レビュー事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | | | | | | | | | | |
| (1) 希少種保護推進費(平成5年度) | 453百万円 (437百万円) | 379百万円 (378百万円) | 409百万円 | 1 | <達成手段の概要> レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の絶滅危惧種の保全に関する事業 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 希少野生動植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与。 | | | | | | 227 | |
| (2) トキ生息環境保護推進協力費(平成13年度) | 20百万円 (20百万円) | 16百万円 (13百万円) | 16百万円 | - | <達成手段の概要> 日中のトキ保護協力に関する事業 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与。 | | | | | | 225 | |
| (3) 野生生物保護センター等維持費(平成4年度) | 121百万円 (118百万円) | 125百万円 (122百万円) | 125百万円 | - | <達成手段の概要> 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理 <達成手段の目標> 施設の適切な維持・運営 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与。 | | | | | | 237 | |
| (4) 野生生物専門家活用事業(平成19年度) | 30百万円 (33百万円) | 30百万円 (32百万円) | 30百万円 | - | <達成手段の概要> 希少野生動植物の生息状況調査等を実施するための野生生物専門家を雇用 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与。 | | | | | | 238 | |

| | | | | | | | |
|------|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------|---|--|-----|
| (5) | 野生生物との共生推進費 (平成12年度) | 15百万円 (13百万円) | 9百万円(8 百万円) | 7百万円 | - | <p><達成手段の概要> ジュゴンの生息状況等の把握及び保護し共生する社会づくりの検討</p> <p><達成手段の目標> ジュゴンの生息海域周辺での共生施策の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅のおそれのあるジュゴンの生息する地域社会との共生を図り、その保全に寄与。</p> | 229 |
| (6) | 野生生物保護管理施設等整備費 (平成20年度) | 354百万円 (343百万円) | 234百万円 (184百万円) | 48百万円 | - | <p><達成手段の概要> 希少野生動植物の保護増殖の推進、水鳥の観察等を通じた自然環境学習の推進等を図るための施設整備</p> <p><達成手段の目標> ツシマヤマメコ順化施設の施工</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅のおそれの最も高い種の1つであるツシマヤマメコの順化施設の整備による種の保存に寄与。</p> | 233 |
| (7) | ワシントン条約対策費 (昭和61年度) | 9百万円 (10百万円) | 8百万円(9 百万円) | 7百万円 | - | <p><達成手段の概要> ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること、②標本の同定等、条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積・提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備や保全状況の把握等の業務を行う。</p> <p><達成手段の目標> 条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データや保全状況等の把握。</p> <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容> ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。</p> | 224 |
| (8) | 外来生物対策費 (平成16年度) | 59百万円 (45百万円) | 54百万円 (50百万円) | 38百万円 | 2 | <p><達成手段の概要> ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等。</p> <p><達成手段の目標> 達成手段の概要の①～③の通常業務を継続する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 特定外来生物等への選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されること等を阻止し、また今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。</p> | 230 |
| (9) | 外来生物対策管理事業地方事務費 (平成18年度) | 40百万円 (28百万円) | 23百万円 (20百万円) | 23百万円 | 2 | <p><達成手段の概要> ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇用する。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①及び②の業務を継続し、外来生物法の実効性を確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐ。</p> | 235 |
| (10) | 特定外来生物防除等推進事業費 (平成18年度) | 372百万円 (366百万円) | 325百万円 (320百万円) | 419百万円 | 2 | <p><達成手段の概要> 特定外来生物について、外来生物法第11条に基づく防除を実施するもの。①希少種の生息地域や国立公園など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において特定外来生物の防除を行い生態系等への被害を防止するとともに、②全国的に分布し被害を発生させている特定外来生物について、各地域の行政機関、民間団体及び地域住民が連携して防除を行えるよう、防除モデル事業により防除技術や実施体制について検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①及び②の業務を継続することにより、特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による被害を軽減することで、外来生物法の実効性を確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①希少種の生息地域や国立公園など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態系等への被害を防止する。 ②防除モデル事業により特定外来生物の防除を自ら実施し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に資する。</p> | 236 |
| (11) | 遺伝子組換え生物対策事業費 (平成16年度) | 29百万円 (25百万円) | 23百万円 (19百万円) | 18百万円 | - | <p><達成手段の概要> 遺伝子組換え生物の使用承認に当たっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、ホームページ(J-BCH)による国民への情報提供等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 国内における遺伝子組換え生物の使用等の規制</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保に寄与する。</p> | 232 |

| | | | | | | |
|---------------------------------------|-------------------|--------------------|--------|---|---|-----|
| (12) 鳥獣保護基盤整備費 (平成10年度、一部平成19年度) | 52百万円 (63百万円) | 38百万円 (48百万円) | 40百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p> | 226 |
| (13) 鳥獣保護管理強化事業費 (平成24年度) | 0 | 285百万円 (236百万円) | 285百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 鳥獣保護管理を担う人材の確保・育成に係る人材登録事業や技術者研修、地域ぐるみの捕獲を推進するモデル事業、特定鳥獣や広域的に分布する鳥獣の保護管理の適切な推進を図るための特定計画策定に係るガイドライン検討や、広域管理の検討その他各種調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成、地域ぐるみでの捕獲の推進、特定鳥獣や広域的に分布する鳥獣の保護管理の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 鳥獣保護管理の担い手の確保・育成、地域ぐるみでの捕獲、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護管理の強化に寄与する。</p> | 218 |
| (14) 野生鳥獣感染症対策事業費 (平成17年度) | 98百万円 (115百万円) | 76百万円 (89百万円) | 70百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング、各種調査等の実施による危機管理体制の整備。</p> <p><達成手段の目標> 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に備える。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、野生鳥獣の保護管理の適正に推進に寄与する。</p> | 231 |
| (15) 国指定鳥獣保護区対策費 (昭和46年度、一部平成21年度) | 49百万円 (58百万円) | 27百万円 (26百万円) | 27百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p> | 228 |
| (16) 希少野生動植物種生息地等保護区管理費 (平成18年度) | 11百万円 (11百万円) | 8百万円(7百万円) | 8百万円 | — | <p><達成手段の概要> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。</p> | 234 |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-〇〇)

| 施策名 | 目標5-4 動物の愛護及び管理 | | | | 担当部局名 | 動物愛護管理室 | | | | 作成責任者名 (※記入は任意) | 田邊 仁 | |
|---|--|------------------|-------------------|-------------|---|-----------------------|--------|--------|------------|---|------|--|
| 施策の概要 | 飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5.生物多様性性の保全と自然との共生の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号) | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | | |
| 1 自治体における犬及び猫の引取り数の半減 | 418千頭 | 平成16年度 | 209千頭 | 平成29年度 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。 | | |
| 2 犬及び猫の殺処分率の減少 | 94% | 平成16年度 | 減少傾向維持 | 平成29年度 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。 | | |
| 3 犬及び猫の所有明示の実施率の倍増 | 犬33% 猫18% | 平成15年度 | 犬66% 猫36% | 平成29年度 | 上昇傾向維持 | 上昇傾向維持 | 上昇傾向維持 | 上昇傾向維持 | 上昇傾向維持 | 国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。 | | |
| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) | | 25年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | 平成25年行政事業レビュー 事業番号 | | | | | | |
| | 23年度 | 24年度 | | | | | | | | | | |
| (1) 調査連絡事務費(平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和49年度から) | 59百万円 (89百万円) | 54百万円 (56百万円) | 83 百万円 | 1、2、3 | <達成手段の概要> 自治体等の連絡会議の開催、動物愛護管理行政関係資料の作成、動物再飼養支援データベースの運用等 <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自治体に収容された犬猫を、1頭でも多く元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する機会をつくることで、殺処分率の減少に寄与する。 | 239 | | | | | | |
| (2) 動物適正飼養推進・基盤強化事業(平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和52年度から) | 9百万円 (9百万円) | 85百万円 (8百万円) | 75 百万円 | 1、2、3 | <達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <達成手段の目標> 動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な達成とさら更なる効果的な施策の展開につなげる。 | 239 | | | | | | |
| (3) 飼養動物の安全・健康保持推進事業(平成20年度) | 26百万円 (9百万円) | 9百万円 (4百万円) | 5.5 百万円 | 2 | <達成手段の概要> 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の保管及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分率の減少に寄与する。 | 241 | | | | | | |
| (4) 飼養動物の安全健康保持推進事業(平成20年度) | 19百万円 (4百万円) | 4百万円 (1百万円) | 2 百万円 | 1 | <達成手段の概要> 飼養動物の適切な給餌にかかる普及啓発、ペットフードの安全性等に関する情報の収集及び分析等 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。 | 240 | | | | | | |
| (5) 動物愛護管理推進事業(平成18年度) | 10百万円 (7百万円) | 8百万円 (5百万円) | 5 百万円 | 1 | <達成手段の概要> 逸走した危険動物への対応 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。 | 242 | | | | | | |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-00)

| 施策名 | 目標5-5自然とのふれあいの推進 | | | | 担当部局名 | 自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室 国立公園課 | | 作成責任者名 (※記入は任意) | 堀上 勝 坂本 文雄 桂川 裕樹 | | |
|--------------------------------------|---|------------------------|---|------------|---|---|------|--------------------|------------------------|-------------------------------|--|
| 施策の概要 | 豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 自然公園法 エコツーリズム推進法 エコツーリズム推進基本方針 温泉法 | | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | 23年度 | 24年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | 28年度 |
| 1 自然とのふれあいの場である自然公園等の利用者の推移 | | - | | - | - | - | - | - | - | - | 自然とのふれあいの場を提供する施策は、自然環境の保全や再生等も目的としており、客観的な指標で成果を表すことが適当でないため目標値は設定できないが、関係するデータとして公園利用者数を設定したものの。 |
| 2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数 | 0 | 平成20年度 | 6 | 平成25年度 | 3 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 | 全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然との共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。 |
| 3 温泉利用の宿泊施設利用人数の推移 | | - | | - | - | - | - | - | - | - | 施策の必要性や適正利用を図る参考として選定したものであるが、当該施策は温泉法の適正な施行を図るための各種調査・検討を行うものであり、温泉法の目的である温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用は、利用人数の多寡のみで成果を現すことは適当でなく目標値は設定できない。 |
| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) | | 25年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | 平成25年行政事業レビュー 事業番号 | | | | | |
| 23年度 | 24年度 | | | | | | | | | | |
| (1) 自然公園等事業費(平成6年度) | 9,832百万円 (9,332百万円) | 9,415百万円 (8,422百万円) | 7,702百万円 ※平成24年度からの繰越予算として別途7,276百万円を計 | - | <達成手段の概要> 国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業(登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備)並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。 <達成手段の目標> 国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。 | 247 | | | | | |
| (2) 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業(平成23年度) | 317百万円 (244百万円) | 333百万円 (345百万円) | 35百万円 ※24年度繰越予算 | - | <達成手段の概要> 自然資源の保全・活用に意欲的に取り組む地域を対象に「人材育成プログラム」と「基盤づくり」を実施することで地域の雇用を創出・確保し、国内外の観光客を呼び込み、元気な地域の再生と更なる活性化につなげる。 <達成手段の目標> <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「人材育成プログラム」と「基盤づくり」等を通じて、自然公園の利用と保護を図るとともに、公園利用者が自然への理解を深めることで持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。 | 245 | | | | | |
| (3) 自然生きものふれあい推進等事業(平成10年度) | 76百万円 (70百万円) | 20百万円 (20百万円) | 7百万円 | - | <達成手段の概要> 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。 <達成手段の目標> 自然に親しむ運動月間等重点期間を中心に自然体験プログラム情報を4000件程度情報発信し、自然とのふれあいの機会の提供を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいの場を提供することに寄与する。 | 243 | | | | | |
| (4) エコツーリズム総合推進事業費(平成16年度) | 9百万円 (8百万円) ※22年度の繰越 | 30百万円 (27百万円) | 22百万円 | - | <達成手段の概要> エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動等を他の所管省庁と連携して実施する。 <達成手段の目標> エコツーリズム推進法の基本理念に則り、エコツーリズムの推進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。 | 244 | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|--------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|-----------|---|--|---------|
| (5) | 自然公園等利用ふれあい推進事業 経費(平成19年度) | 3百万円 (1百万円) | 2百万円 (9百万円) ※局内配 賦予算を 執行 | 2 百万円 | — | <達成手段の概要> 公園利用者に対し、自然解説を行うとともに、公園の適正な利用について普及啓発するための体制整備を図る。 <達成手段の目標> 研修を通じて、自然公園指導員及びパークボランティアの自然解説技術等の向上を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園指導員及びパークボランティアの活動を通じ、公園利用者に対し、自然環境保全の重要性について普及啓発するとともに、公園の適正な利用の推進に寄与する。 | 248 |
| (6) | 日本の自然を活かした地域活性化 推進事業 | 0 | 0 | 495百万円 | — | <達成手段の概要> 国立公園等の自然資源を活かした地域づくりに寄与し、地方経済の活性化やエコツーリズムへの支援、地方の雇用機会の創出を図る <達成手段の目標> 国立公園利用者数の減少状況の改善 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 戦略的な情報発信や地域との協働による国立公園の管理・運営体制の構築や魅力ある施設整備等 | 新25-025 |
| (7) | 温泉の保護及び安全・適正利用推 進事業(平成18年度) | 24 百万円 (9 百万円) | 21 百万円 (8 百万円) | 19 百万円 | — | <達成手段の概要> 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な施行を図るための各種調査・検討を行う。 <達成手段の目標> 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言等を実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。 | 246 |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-26)

別紙1

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--------------------|-------------------|------------|--|---|---------------|------|------|---|-------------------------------------|--|
| 施策名 | 目標5-6 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興) | | | | 担当部局名 | 国立公園課 自然環境整備担当参事官室 動物愛護管理室 自然環境計画課 野生生物課鳥獣保護業務室 | | | | 作成責任者名 (※記入は任意) | 桂川裕樹 坂本文雄 田邊仁 亀澤怜治 秀田智彦 | |
| 施策の概要 | 地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備、被災ペット保護活動の支援や放射線の自然生態系への影響調査のほか、旧警戒区域における野生鳥獣の捕獲等を実施する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。 ・旧警戒区域内等に取り残されているペット(犬及び猫)の保護活動等を実施し、保護したペットは動物救護施設において適正に飼養管理を行いながら、飼い主への返還・譲渡を促進する。 ・福島第一原発事故由来の放射線が旧警戒区域内外の野生動物植物に与える影響をモニタリングし把握する。 ・旧警戒区域内において、人里への出没が増加しているイノシシ等の野生鳥獣の捕獲等を実施し、住民の帰還に向けた環境整備を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部) ・三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日 環境省) ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) ・自然公園法 ・動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号) ・環境基本計画 ・福島復興再生基本方針 ・総合モニタリング計画 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | 基準年度 | | 目標年度 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 三陸復興国立公園の拡張、公園計画の策定 | - | - | - | - | 公園の指定・公園計画の策定 | 公園の指定・公園計画の策定 | 公園の拡張・公園計画の策定 | - | - | 三陸復興国立公園の再編成は、国立公園の公園利用の推進のみならず、地域振興、利用者の安全対策、自然環境の保全・再生等を目標とするものである。 ただし、地域の復興と自然共生社会の実現は定量的に目標を設定することは困難であることから、現時点では公園の拡張及び公園計画の策定状況を測定指標とする。 | | |
| 2 陸中海岸国立公園の利用者数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 三陸復興国立公園等復興事業は、地域の観光産業の復興に資することから関係するデータとして公園利用者数を設定するが、本事業は対象地が公園内の一部の区域に限られる上、安全かつ適切な公園利用の推進や自然環境の保全という面も重視した事業であり、利用者数の多寡で成果を表すことは適当でなく、目標値は設定できない。 | | |
| 3 旧警戒区域内等における被災ペットの保護数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 旧警戒区域内等に取り残されているペットの保護活動等を実施し、保護したペットを飼い主に返還するとともに、長期間の放浪によりペットが野生化したり、繁殖により増加したりすることで、将来帰還する住民の生活環境が悪化することを防ぐことを目標とする。ただし、被災ペットの生息数を把握することは困難であることから、定量的な目標は設定できないため、旧警戒区域内等における被災ペットの保護数を参考指標とする。 | | |
| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) | | 25年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | 平成25年行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | | | | | | | | | | |
| 三陸復興国立公園再編成等推進 (1)事業 (平成23年度) | 100百万円 (64百万円) | 200百万円 (200百万円) | 471百万円 | - | <達成手段の概要> 自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取り組みを実施する。 <達成手段の目標> 平成26年中に三陸復興国立公園に南三陸国定公園を編入、平成27年度までにみちのく潮風トレイルの全路線決定 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の再編成については、自然環境を活かした復興に寄与する。みちのく潮風トレイルの設定については、公園利用者の増加し、地域観光の活性化に寄与する。 | | | | | | 復興庁 189 | |

| | | | | | | |
|----------------------------|------------------|--|---|---|--|-----------------------|
| (2) 陸中海岸国立公園復旧等事業 | 87百万円 (84百万円) | 418百万円 (414百万円) ※23年度限りの事業であり、H23年度からの繰越予算 | 95百万円 ※H24年度からの繰越予算 | - | <p><達成手段の概要> 安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、三陸復興国立公園の利用拠点において、地震・津波によって被災した公園利用施設の復旧・再整備を行う。また、同じく被災した公園利用施設のうち軽度なものについては、修繕等による復旧を行う。</p> <p><達成手段の目標> 三陸復興国立公園における利用の回復・増進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧を図ることで、国立公園の利用の回復・増進に寄与する。</p> | 環境省 249 |
| (3) 三陸復興国立公園等復興事業 | - | 482百万円 (353百万円) | 2,094百万円 ※平成24年度からの繰越予算として別途618百万円が計上されている | - | <p><達成手段の概要> 安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。</p> <p><達成手段の目標> 三陸復興国立公園(平成25年度指定)における利用の回復・増進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧・復興を図ることで、国立公園の利用の回復・増進に寄与する。</p> | 環境省 240 |
| (4) 旧警戒区域内等における被災ペット保護活動事業 | - | 100百万円 (98百万円) | 32百万円 | - | <p><達成手段の概要> 旧警戒区域内等に取り残された被災ペットの保護活動等を行うとともに、保護したペットは専門スタッフによる適正な飼養管理を実施しながら、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を行う。</p> <p><達成手段の目標> 旧警戒区域内等に取り残された被災ペットの保護及び飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡の促進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 保護活動等を実施し、保護したペットを動物救護施設で飼養管理することにより、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡の推進及び将来帰還する住民の生活環境の悪化の防止に寄与する。</p> | 復興庁 193 環境省 18 |
| (5) 放射線による自然生態系への影響調査費 | - | - | 61百万円 | - | <p><達成手段の概要> 旧警戒区域内外において、指標種となる野生動植物を採取し、外部形態の観察、試料の放射性核種濃度の測定、被ばく線量率の推定を行うほか、他の研究者・研究機関との協力及び意見交換を通じ、放射線の直接的な影響を把握する。また、立入りが制限される区域において、人間活動の低下が自然環境にもたらす影響を把握する。</p> <p><達成手段の目標> モニタリングの長期継続により、自然生態系の中の放射性物質の推移や野生動植物への長期的な影響を把握する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生動植物への放射線影響の把握</p> | 復興庁 新25-054 |
| (6) 旧警戒区域における鳥獣捕獲等緊急対策事業 | - | - | 30百万円 | - | <p><達成手段の概要> 旧警戒区域内において、イノシシ等野生鳥獣の捕獲等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 旧警戒区域内の野生鳥獣の生息状況を把握し、効率的かつ安全な方法で捕獲等を実施することにより、個体数の削減と被害の軽減を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生鳥獣による農業被害や生活環境被害等の軽減を図ることによって、住民の帰還に向けた環境整備の円滑な実施に寄与する。</p> | 復興庁 新25-056 環境省 26 |